



お客さま各位

「確定拠出年金制度改正」についてのご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は別格のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020年6月に確定拠出年金の加入可能要件の見直し等を柱とした「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、確定拠出年金制度の主な改正については、2022年4月、5月、10月に順次施行されます。

つきましては、確定拠出年金制度改正の内容についてご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

「確定拠出年金制度」の主な改正内容は以下の通りとなります。

施行日	項目	内容
2022年4月	老齢給付金・受給開始時期の拡大	老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に延長されます。
2022年5月	iDeCo加入可能年齢の拡大	個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入対象者が「65歳未満の国民年金被保険者」に拡大されます。 iDeCo加入者の方は裏面を必ずご確認ください。
2022年10月	企業型確定拠出年金加入者のiDeCo加入要件緩和	企業型確定拠出年金加入者の方も、原則個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入できるようになります。 ※企業型確定拠出年金で加入者掛金を拠出(マッチング拠出)している場合等はiDeCoに加入できない場合がございます。

※その他の確定拠出年金制度の改正内容についてはこちらからご確認ください。

<https://www.hokkokubank.co.jp/customer/saving/401K/guidebook.html>

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

北國銀行確定拠出年金サポートデスク

TEL:0120-930-169

受付時間:9時~17時(GW、年末年始は休業します)

【重要】「iDeCo加入可能年齢の拡大」について

概要

- iDeCoの加入対象者が「65歳未満の国民年金被保険者」に拡大されます。

国民年金の被保険者種別	変更前	変更後
第1号被保険者(個人事業主の方) 第3号被保険者(専業主婦(夫)の方)	60歳	60歳 (変更なし)
第2号被保険者(会社員の方、公務員の方)	60歳	65歳
【新設】任意加入被保険者 (60歳以上で国民年金保険の保険料納付期限が不足している方等)	—	65歳

※任意加入被保険者については、こちらをご確認ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20140627-03.html>

60歳以降のお取り扱いについて

- 60歳到達時点で第1号被保険者の方および第3号被保険者の方は、任意加入被保険者となる方のみ、加入継続または再加入の手続きを行うことができます。
- 第2号被保険者の方はお客様から申出がない限り、**65歳まで掛金の拠出が継続**されます。

60歳時点の国民年金の被保険者種別	改正日時点の年齢(生年月日)	60歳以降、掛金の拠出を希望される場合のお手続き方法
第1号被保険者 第3号被保険者	60歳以上 (昭和37年5月1日以前)	60歳到達により加入者資格を喪失するため、再加入手続きが必要となります
	60歳未満 (昭和37年5月2日以降)	60歳到達による加入者資格喪失の前に、加入継続手続き(種別変更手続き)が必要となります
第2号被保険者	60歳以上 (昭和37年5月1日以前)	60歳到達により加入者資格を喪失するため、再加入手続きが必要となります
	60歳未満 (昭和37年5月2日以降)	60歳到達により加入者資格を喪失しないため、お手続き不要です(65歳まで拠出が継続されます) ※勤務先が変更となる場合は、別途お手続きが必要となります

その他

- iDeCoの老齢給付金を受給した場合、公的年金を65歳前に繰り上げ請求した場合は加入者となることはできません。
- 以下のお手続きを希望される方はお手数ですが北國銀行確定拠出年金サポートデスクまでお申し出ください。
 - 加入継続手続き(種別変更手続き)、再加入のお手続きを希望される方
 - 第2号被保険者の方で60歳以降、継続して拠出することを希望されない方